

藤田保健衛生大学における内部質保証に関する方針及び手続

藤田保健衛生大学（以下、本学という）は、建学の理念「独創一理」の下に本学の目的を達成することを目指して、自らの責任において本学の教育、学習等が適切な水準にあることを説明又は証明し、恒常的且つ継続的に質の保証及び向上を図るために、以下のとおり内部質保証に関する方針及び手続を定める。

1. 内部質保証に関する方針

- 1) 内部質保証に責任を負う組織として、学長のリーダーシップの下に学長以下、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、教育病院長、その他必要な教職員で構成する藤田保健衛生大学全学教学運営委員会（以下、全学教学運営委員会という）を設置し、それを中心とする全学的な教学マネジメント体制による PDCA サイクル等を適切に機能させ、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組む。
- 2) 全学教学運営委員会は、学部、研究科その他の組織に対して、学位授与方針（ディプロマポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）及び学生の受入れ方針（アドミッションポリシー）の 3 つの方針に基づき展開する教育活動について、PDCA に基づく報告事項の確認又は検証、教育の改善・向上のための方針策定、取組み等計画の検討、実施に係る審議及び決定、運営の指示、調整又は支援等の役割を担う。
- 3) 全学教学運営委員会を基盤とする教学マネジメント体制による PDCA サイクルの機能や、内部質保証システムの妥当性及び有効性を検証するために、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関（財団法人大学基準協会）が定める「大学基準」ごとに設定された「点検・評価項目」に基づいて、別に定める実施サイクルにより恒常的且つ継続的に全学的観点による自己点検・評価を行う。
- 4) 自己点検・評価委員会の下で、学部、研究科その他の組織ごとに設置される小委員会が、建学の理念、目的並びに 3 つの方針等に照らして、IR の分析結果等の客観的エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に行い、その結果を基に全学的観点による自己点検・評価を行うことで、PDCA サイクルを適切に機能させ、内部質保証システムの維持・向上を図る。
- 5) 自己点検・評価委員会には、社会に対する説明責任を果たすため、第三者である学外委員を置き、3 つの方針に係る取組みのほか本学の教育研究活動状況に関して学外委員に意見を求め、評価を受けることにより、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性を高める。
- 6) 教育プログラムの改善並びに教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、学長のリーダーシップの下に全学的な FD・SD 委員会を設置し、組織的に FD 又は SD を計画・実施することにより、教職員に対して恒常的な内部質保証の意識の浸透を図る。

2. 内部質保証に関する手続

- 1) 学部、研究科の各小委員会が行った自己点検・評価の結果は、各学部の教授会又は各研究科委員会において意見を求めた後に、自己点検・評価委員会の委員長（学長）に提出し、その結果を全学教学運営委員会にて報告するものとする。
- 2) その他組織の各小委員会が行った自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会の委員長（学長）に提出し、その結果を全学教学運営委員会にて報告するものとする。
- 3) 自己点検・評価委員会は、各小委員会から提出された自己点検・評価結果を基に、学外委員への意見聴取を含む PDCA 機能により、全学的観点に基づく自己点検・評価を行い、大学としての自己点検・評価報告書を作成し、その内容を全学教学運営委員会及び理事会に報告するとともに、社会に対してホームページにおいて公表する。
- 4) 認証評価制度に基づいて、認証評価機関（財団法人大学基準協会）による認証評価を受審した場合、大学評価（認証評価）結果をホームページにおいて公表する。また、医学部にあつては、日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価を受審した場合、その評価結果も同様に公表する。

平成 29（2017）年 8 月 1 日

藤田保健衛生大学全学教学運営委員会